

令和6年度住民税非課税世帯給付金のご案内

対 象 世帯全員が令和6年12月13日時点で潮来市に住民登録があり、令和6年度(令和5年中の収入)住民税均等割非課税者のみで構成される世帯

給付金の対象とならない世帯

- ・住民税均等割が課税されている他の親族等による扶養を全員が受けている世帯。
 - ・他市区町村で実施する同等の給付金の支給対象世帯
または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。
- ※他にも条件があります。詳細はお問合せください。



支 給 額 1世帯あたり3万円

支給開始 3月中旬予定

申請方法 対象と見込まれる世帯には、3月上旬から順次、市から「確認書」を送付します。
必要事項を記入し、同封の返信用封筒でご返送ください。
※世帯の中に未申告者等がいる場合は、住民税の申告で所得が確定した後、
申請書を添付資料と一緒に郵送または直接ご提出ください。



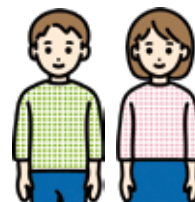
市ホームページ

申請期限 4月30日(水)

申請書は社会福祉課または市ホームページから取得できます。

【お問合せ】社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線390・391

こども加算給付金のご案内



児童の範囲 ○対象児童:平成18年4月2日から令和6年12月13日までの間に出生した方
○新 生 児:令和6年12月14日から令和7年7月31日までの間に出生した方

支給対象者 ①令和6年度住民税非課税世帯給付金の支給対象者で、令和6年12月13日時点で、上記の対象児童と同一の世帯に属している、または扶養している方。
②令和6年度住民税非課税世帯給付金の支給対象者で、上記の新生児と同一の世帯に属している、または扶養している方。
③令和6年12月13日以降、世帯状況の変更等により、令和6年度の住民税均等割が非課税となった方で、対象児童・新生児と同一の世帯に属している、または扶養している方。
※支給対象に該当するかご不明な場合は、お問合せください。

支 給 額 児童1人あたり2万円

必要な手続き

支給対象者	対象児童分	新生児分
上記①②	令和6年度住民税非課税世帯給付金の案内に同封の <u>確認書を返送</u> してください。 (4月30日(水)締切)	<u>申請が必要</u> です。 (7月31日(木)締切)
上記③	<u>申請が必要</u> です。(7月31日(木)締切)	

申請方法 郵送または子育て支援課窓口に持参
申請書は子育て支援課または市ホームページから取得できます。



市ホームページ

【お問合せ】子育て支援課 ☎63-1111 内線388